# 令和5·6年度 競争入札参加資格審査申請書提出要領 【令和6年度 追加受付分(共同受付対応)】

徳島市上下水道局が発注する配水管布設工事の請負契約に係る入札に参加を希望する者は、次のとおり競争入札参加資格審査申請書を提出してください。

また、この要領は、<u>徳島市内に本社又は本店を有する者のうち徳島市上下水道局建設工事請負業者選定要</u> 綱第2条第1項第1号に該当する者が対象です。

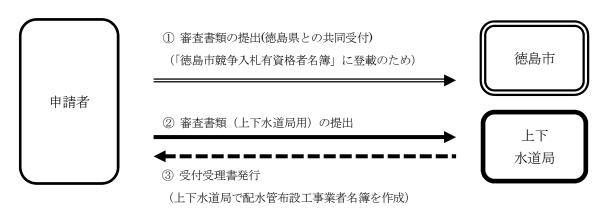
なお、令和5・6年度の配水管布設工事の競争入札参加資格を既に有している者は申請の必要はありませんが、格付変更の申請をしてください。(別に要領を定めています。)

#### 1 徳島県電子入札システムの共同利用に係る業者登録について

徳島市上下水道局では、建設工事及び建設工事に関する調査、測量及び設計業務等の入札を徳島県電子 入札システムの共同利用により実施しています。システム上、入札に参加するためには、<u>徳島市の「徳島市</u> 競争入札有資格者名簿」に登載されている必要があります。

したがって、配水管布設工事の入札に参加を希望する者は、<u>徳島市(徳島県との共同受付)及び徳島市</u> 上下水道局(局独自受付)の両方に入札参加申請を行ってください。(なお、徳島市の申請は、徳島県との 共同受付となっております。)

# 【業者登録の流れ】



#### 2 徳島市参加申請の概要

以下は、徳島市に提出する競争入札参加資格審査申請について申請方法等の主な概要について記載しています。詳しくは(4)に記載している徳島市の担当窓口へお問い合わせください。

- (1) 提出先 徳島市総務部契約監理課(徳島市役所6階)
- (2) 提出方法 郵送または持参

# (3) 申請書類の作成方法その他の事項

申請書類の作成方法その他の詳細については、徳島市の入札参加資格審査のページを参照していただくか、徳島市の担当窓口へお問い合わせください。なお、徳島市上下水道局への入札参加を希望す

る場合は、徳島県に提出する競争入札参加資格申請書の「入札参加希望市町村」の<u>徳島市の欄に〇印を必ず記入してください。</u>

◆ 徳島市ホームページ (入札参加資格審査 (工事等)) のアドレス http://www.city.tokushima.tokushima.jp/shisei/keizai/nyusatsu/kouji/sanka\_shikaku/index.html

# (4) 徳島市担当窓口の問い合わせ先

徳島市総務部契約監理課(徳島市役所6階)

(住所) 〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地(徳島市役所6階)

(電話) 088-621-5326・5327

3 申請書受付期間 令和6年1月9日~令和6年1月24日※ 期間中の土日、祝日は除きます。

**5 提 出 先** 徳島市上下水道局総務課契約係

(住所) 〒770-0808 徳島市南前川町5丁目1番地の4 上下水道局本庁舎2階

6 提 出 方 法 <u>郵送または持参</u> (ただし、書類不備の場合は受理しません。)

※ 持参の場合の受付時間は、土・日・祝日を除く午前9時から午後4時30分まで(正午から午後1時までの間は除きます。)となります。

※ 郵送の場合は、令和6年1月24日までの消印有効となります。(封筒に「競争入札参加希望申請書在中」と記載してください。)

# 7 提出書類 次のとおり提出してください。

## (1) 提出書類(A4サイズ)及び提出部数一覧表

	提出書類名		部数
1	一般競争入札(指名競争入札)参加資格審査申請書	 〔別記様式第1号〕	1部
2	登記事項証明書(法人)又は身分証明書(個人)	(写し可)	
3	建設業許可通知書	(写し)	
4	徳島市上下水道局指定給水装置工事事業者証	(写し)	
(5)	労災保険料納付済証明願 (徳島労働局発行のもの)	(写し可)	
6	社会保険料納入証明(確認)書	(写し可)	
7	主たる営業所の位置図と写真		
8	防災協定の締結を証明する書類(締結事業所のみ)	(写し可)	
9	アドプト事業報告書	〔徳島市指定様式第9号〕	
10	暴力団排除に関する誓約書	〔別記様式第5号〕	
11)	工事経歴書の写し		
12	技術職員数調	[別記様式第4-3号]	
13	技術職員保有資格証明書	(写し可)	人数分
		ただし、写真等が鮮明なもの	

<sup>※ &</sup>lt;u>提出書類に虚偽の記入をした者は、競争入札に参加できなくなるので、必ず事実に基づいて記入して</u>ください。

# (2) 提出書類の注意事項

- ・ 各証明書類は申請書提出時の<u>**直前3カ月以内**</u>の発行のものとし、鮮明であれば写しでもかまいません。
- ・ 別に定めるものを除き、<u>経営規模等評価及び総合評定(以下「経営審査」という。)の審査基準日</u>を もって記入してください。
- ・ 申請書及びその添付書類に虚偽の記入をした者は、競争入札に参加できなくなるので、必ず事実に 基づいて記入してください。
- ・ 各種証明書について、有効期限があるものは期限内のものを提出してください。
- ※ 提出様式は、徳島市上下水道局様式を使用することとし、[徳島市指定様式] は「徳島市ホームページ」からダウンロードして使用できます。<u>また、宛名がある場合は、『徳島市上下水道事業管理者』宛で提出してください。</u>

# (3) 各提出書類の説明

# ① 一般競争入札(指名競争入札)参加資格審査申請書

- ア 「年月日」の欄にはこの申請書の提出日を記入してください。(郵送の場合は、発送日を記入してください。)
- イ 「郵便番号」及び「所在地」の欄には主たる営業所(本社・本店)の所在地と郵便番号を記入してください。

- ウ 「代表者氏名」の欄での氏名(フリガナを含む。)については、姓と名との間は1文字あけてくだ さい。
- エ 「電話番号」及び「FAX番号」の欄は、必ず主たる営業所の所在地(本社・本店)の番号を記入してください。
- オ 「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、この申請書の提出日現在取得している建設業の許可に ついて記入してください。なお、許可業種ごとに許可年月日が異なる場合は、それぞれの許可年月 日を記入してください。
- カ 「主たる営業所の所在地」、「商号又は名称」、「役職」、「代表者氏名」及び「電話番号」が総合評 定値通知書等と異なる場合は、別に競争入札参加資格審査申請変更届を提出してください。ただし、 既に変更届を提出済みの場合については不要です。
- キ 「書面作成者」は、この申請に関する連絡及び問い合わせ等の窓口となる担当者の氏名及び電話 番号を記入してください。

# ② 登記事項証明書(法人)又は身分証明書(個人)

- ア 法人の場合は登記事項証明書(履歴事項全部証明書)、個人の場合は本籍地市町村発行の身分証明書を提出してください。
- イ 登記事項証明書は、申請日時点で添付できる最新の内容の書類を提出し、その他の書類も、提出 する登記事項証明書の内容にあわせて記入してください。
- ウ 登記事項証明書の内容に変更があり、変更後の内容が記入された登記事項証明書が事務手続き上、 受付期間内に提出できない場合は、変更前の内容の登記事項証明書を添付し、その他の書類も登記 事項証明書の内容のとおり記入して提出し、変更後の登記事項証明書が取得でき次第、早急に変更 届を提出してください。

#### ③ 建設業許可通知書

- ア 申請日現在の許可状況と一致する通知書の写しを提出してください。
- イ 許可証明書の写しでもかまいません。
- ウ 現在申請中の場合は、建設業法施行規則第2条第1号に定める別記様式第1号(別表含む。)で申請日直近のもの(受付印のあるもの)の写しを提出してください。

# ④ 徳島市上下水道局指定給水装置工事事業者証

徳島市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第6条に定める指定工事事業者証の写しを提出してください。なお、事業者証を更新した者は、最新の事業者証を提出してください。

# ⑤ 労災保険料納付済証明願(徳島労働局発行のもの)

徳島県の一般競争入札(指名競争入札)参加資格審査申請書(以下、「徳島県申請書」という。)を 提出したときと同様のものを提出してください。なお、徳島県申請書を提出したときの受付受理書の 写しでも構いません。

ただし、徳島県申請書に労働保険(労災保険)未加入確認書を提出した場合は、受付受理書では受付できません。

#### ⑥ 社会保険料納入証明(確認)書

徳島県申請書を提出したときと同様のものを提出してください。なお、徳島県申請書を提出したと きの受付受理書の写しでも構いません。

#### ⑦ 主たる営業所の位置図と写真

- ア 位置図について、主たる営業所を赤色で表示した住宅地図を提出してください。
- イ 添付する写真について、次のとおり作成してください。

- (ア) 位置図に示した主たる営業所の内部及び外観の写真を台紙(A4のサイズであれば、様式は問いません)に貼付してください。
- 注① 内部の写真は事務所内部の全体の状態が分かるものが必要です。
  - ② 外観の写真は建物全体の写真と入口周辺(玄関)の写真の2種類が必要です。(アパート等の集合住宅の場合は、その建物全体を撮影してください。)
  - ③ 機械器具・保管資材の写真(保有している場合)も必要です。
  - ④ 写真はカラーに限ります。ピンボケ写真等の内容の不鮮明な写真は不可です。

#### ⑧ 防災協定の締結を証明する書類(締結事業所のみ)

- ア 国、地方公共団体又は特殊法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条 1項に規定する特殊法人等)との間で防災活動に関する協定を締結している場合のみ、次のいずれ かの書類を提出してください。(直近の経営審査を受審した際に提出した証明書の写しでも可)
  - (ア) 防災協定書の写し
  - (イ) 所属している団体の代表者が発行している証明書の写し
  - (ウ) 総合評定値通知書(「防災協定締結の有無」の欄が「有」の場合に限る。)

## ⑨ アドプト事業報告書

- ア 徳島市、徳島県及び国において実施している土木施設に関するアドプト事業(「みちピカ事業」等) に企業として参加している場合のみ提出してください。
- イ 認定書等の写しを添付してください。(有効期間が終了している場合は、活動計画書と活動報告書 及び活動状況の写真も添付してください。)
- ウ 対象の事業は、活動日が令和5年1月1日から令和5年12月31日までのものです。

#### ⑩ 暴力団排除に関する誓約書

「年月日」の欄は、審査申請書の提出日と同じ日付としてください。

#### ① 工事経歴書の写し

申請日を基準に、過去3年間の経営事項審査に添付した工事経歴書のうち、配水管布設工事に該当するものについて、注文者欄の左欄外に赤で〇印を付し、提出してください。

# ① 技術職員数調

- ア 申請日直近の経営審査の審査基準日時点の技術職員に関して記入してください。
- イ 経営審査の後に退職された技術職員については備考欄に退職と記入してください。
- ウ 令和6年1月9日現在、実務経験が10年以上経過している者についても記入してください。また、記入の際には、蛍光ペン等で印をつけてください。
- エ 技術職員数調の記入については記入例を参考にしてください。

#### ③ 技術職員保有資格証明書

技術職員について、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する者は、その証明書を提出してください。

- (ア) 一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会主催の「JDPA継手接合研修会・耐震管[呼び径500以上]」(「上級者コース・NS形等[口径500mm以上]」についての講習を修了した者を含む。)を受講し、修了した者
- (4) 公益社団法人日本水道協会主催の「配水管工技能講習会[大口径管]」を受講し、修了した者

#### (4) 受付受理書について

ア 受付受理書が必要な者は7-(3)-①の書類に受付印を押印の上、返信します。各自で用意したものでも構いません。

- イ <u>郵送により申請書類を提出する場合は、返信先を記入した「はがき」又は「封筒」を必ず同封(返信に必要な切手を貼付)してください。返信用封筒等が用意されていない場合は返信できません。</u>
- ウ はがきの場合は、当局の受付受理書の代わりとして使用することとし、受付印を押印の上、返信します。また、封筒の場合は当局作成の受付受理書を郵送するために使用します。

## (5) 提出書類のつづり方

提出書類一覧を順番にファイル(A4サイズ・色は任意)に綴じ、背表紙に「<u>令和5・6年度</u>競争 入札参加資格審査申請書」及び「商号又は名称」を記入して提出してください。

#### 8 注 意 事 項

- 持参の場合は、記載内容を説明できる方がお越しください。
- ・ 郵送の場合は、記載内容を十分ご確認の上、早期に提出してください。もし記載内容に誤りがあった 場合、追加書類の提出及び訂正にお越しいただくことがあります。
- 書類提出後において、記載事項に変更があった場合は、直ちに変更届 (別に定める様式によるもの) を提出してください。

#### 【問い合わせ先】

○徳島市上下水道局 総務課契約係

住所:〒770-0808 徳島市南前川町5丁目1番地の4 (上下水道局本庁舎2階)

電話:088-623-2092

○この要領は徳島市上下水道局ホームページにも掲載しておりますのでご覧ください。

上下水道局ホームページアドレス

http://www.city.tokushima.tokushima.jp/jogesuidokyoku/business/keiyaku/shinsa\_kyodo.html (トップページ→上下水道局→事業者の皆さまへ→入札・契約情報→競争入札参加資格審査申請について)